令和２年度障害福祉サービス事業所に対する実地指導の結果について

1. 実地指導の実施状況

　令和２年度の実地指導実施状況については次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 実施数 |
| 児童発達支援 | １ |
| 就労移行支援 | １ |

1. 主な指摘事項

　令和２年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例は、以下の通りです。

|  |
| --- |
| **受給者証に事業者の名称を記載していなかった。**  **（「都条例139」第17条第1項、「障発0330第12通知」第三の3（3）①）** |
| 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量その他の必要な事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。 |
| **児童発達支援計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催したか明らかになっていない。**  **（「都条例139」第12条第5項、「障発0330第12通知」第三の3（16）②ア）** |
| 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めなければならない。 |
| **秘密保持について、利用者の同意は得ていたが、利用者の家族から文書による同意を得ていない。**  **（「都条例155」第170条準用（第36条第3項））** |
| 指定就労移行支援事業者は、他の指定就労移行支援事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。 |

**都条例139：**東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

（平成24年東京都条例第139号）

**都条例155：**東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

（平成24年東京都条例第155号）

**障発0330第12通知：**児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準について

（平成24年3月30日障発第0330第12号）